

4月からスタート

後期高齢者医療制度

いよいよ、後期高齢者医療制度のスタートが1か月後に迫りました。

4月1日からは、75歳以上のすべての方と65歳以上で一定の障がいがあると認定を受けた方が後期高齢者医療制度の対象となります。

加入の手続きは必要ありません

現在、老人医療の受給者である方（75歳以上の方および65歳以上で一定の障がいのある方）は、4月から後期高齢者医療に自動的に加入することになりますので、加入手続きは必要ありません。また、4月以降に75歳となる方も、その誕生日から自動的に後期高齢者医療に加入することになります。

保険料は被保険者全員が納めます

この制度では、被保険者ひとりひとりが、その負担能力に応じて、公平に保険料を負担していただくこととなります。保険料は、介護保険料と同様に、原則として年金から徴収されます。ただし、年金の年額が18万円未満の方や年度途中で75歳となった方などは納付書で個別に納付いただくこととなります。

年間の保険料額及び徴収方法は、4月以降に送付する保険料決定通知書でお知らせします。

窓口負担は老人保健制度と同じ

病院などの窓口で支払う自己負担額は、老人保健制度と同じく、かかった医療費の1割です。ただし、現役並み所得者（※1）は、3割負担です。

被保険者証は一人に一枚です

被保険者証（保険証）は、3月下旬までにお送りします。また、4月以降に75歳となる方については、その誕生日までにお送りします。



受けられる医療給付は今までと同じ

後期高齢者医療で受けられる給付などは、老人保健制度や国民健康保険などと基本的には同じです。

主な給付などは、次のとおりです。

給付の種類	給付事例
療養の給付	病気やケガの治療を受けたとき
療養費	治療用装具を作ったときなど
高額療養費(表)	1か月の自己負担額が高額になったとき
葬祭費	被保険者が死亡したとき
健康診査	健康の保持や増進のため

(表) 高額療養費の自己負担限度額(月ごと)

世帯区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
現役並み所得者(※1)	44,400円	80,100円+1% (※2)	
一般(住民税課税世帯)	12,000円	44,400円	
住民税非課 税世帯(※3)	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

(※1) 現役並み所得者とは、同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方で、かつ、被保険者が1人の世帯で収入が383万円以上、被保険者が2人以上の世帯で収入の合計が520万円以上である方です。

(※2) 1%とは、「(医療費総額-267,000円)×1%」です。

(※3) 世帯員全員について、必要経費・控除を差し引いた後の所得がいずれも0円である世帯の方は、「低所得者Ⅰ」となります。

▼問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合事務局
(☎011-290-5601)

ホームページ <http://iryokouiki-hokkaido.jp/>
役場住民生活課国保年金係 (☎23-2467)

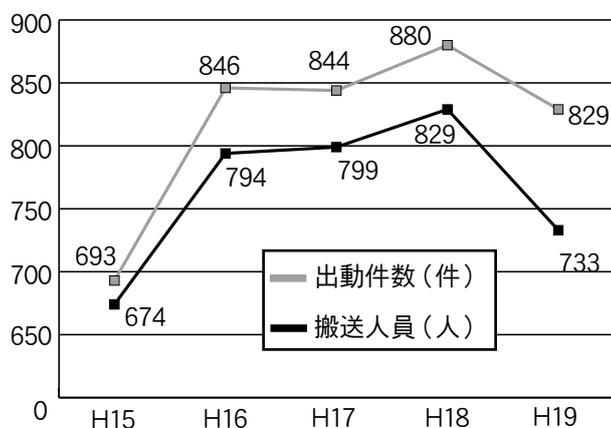
平成 19 年の救急出動・火災状況

救急 出動件数は 829 件（前年比 51 件減）、搬送した人は 733 人（前年比 96 人減）でした。人口割では当別町民の 24 人に 1 人が救急車を呼んだことになります。

搬送した人の内訳は、約 44% が軽症者でした。出動要請の中には軽いケガやどこの病院に行けばいいのかわからない、救急車で行けば早く診てもらえるといった緊急性のない要請があり、1 分 1 秒でも早い手当を必要とする重症者のもとへの到着が遅れてしまうことになりかねません。軽症の場合は、119 番をする前に、新聞や町広報誌などで救急当番病院を掲載していますので、確認をお願いします。また、当別消防署の代表電話では、その日の救急当番病院を紹介します。

尊い生命を救うために、救急車の適正な利用にご理解とご協力をお願いします。

救急出動件数と搬送人員の推移



火災 件数は 14 件で、前年と比べ 2 件の増加となり、負傷者が 6 名で、火災の多くは、ちょっとした不注意により発生することが多く、日頃から火の取扱には十分注意しましょう。

既存住宅の住宅用火災警報器設置義務化の期限が迫ってきております。それに伴い、現在当別消防署では各町内会の会合などで説明に伺っています。「生命・財産」を守るために、住宅用火災警報器の早期設置をお願いします。

また、各団体へ伺って防火講習会を開催しておりますので、希望がありましたら連絡ください。みなさんで、安心して暮らせる当別町を目指しましょう。

救命率アップには救急車の到着前までが勝負！

心臓や呼吸が停止した方に、救急車が到着するまでの間、胸骨圧迫や人工呼吸等の救命手当をすれば、命が助かる可能性が高くなります。

当別消防署では AED（自動体外式除細動器）を用いた心肺蘇生法や止血法などを習得できる普通救命講習を実施しています。適切な救命手当を身に付けるために、救命講習を受講しませんか。

▼日時 毎月第 4 日曜日 13 時～ 16 時

▼場所 当別消防署（錦町）

▼内容 心肺蘇生法・止血法など

◇一度受講した方は 2 年毎に再講習の受講をお勧めします。

◇各団体などグループで申し込む場合は、受講希望日に実施することもできます。

▼詳細 当別消防署救急救助課救急係
(☎ 23 - 2537)



救急救命講習の様子



火災原因	件数
コンロ	3 件
たばこ	2 件
取灰	1 件
配線器具	1 件
ストーブ	1 件
電灯・電話等の配線	1 件
その他	1 件
不明	4 件
合計	14 件